

「令和８年度フランス・パリにおける観光プロモーション業務」企画提案公募仕様書

1 委託業務名

令和８年度フランス・パリにおける観光プロモーション業務

2 目的

県では、長期滞在し一人当たりの旅行支出が高い傾向にある欧米豪からの誘客促進に取り組んでいる。

本業務では、仏国政府関係者や世界的に著名なシェフ、海外メディア等が参加する「ラ・リスト」主催イベントにおいて、本県の「食」と「伝統工芸」の魅力をPRすることにより、仏国をはじめとする欧米豪市場における本県の認知度向上及び県産品の販売促進を図ることを目的とする。

あわせて、現地の旅行会社やメディアを対象とした観光セミナーを開催し、本県の認知度向上及び現地旅行会社等との関係構築を図り、仏国から本県への誘客に繋げることを目的とする。

3 委託業務内容

(１) ラ・リスト主催イベントへのPRブース出展

①実施概要

- ・開催日：令和８年１１月２３日（月）
- ・開催地：フランス外務省（37 Quai d'Orsay, 75007 Paris）
- ・ブース出展の規格：以下に掲げる長机４台分及び長机周辺の空きスペース（予定）
 - 横幅 400cm×奥行 100cm の長机 1 台
 - 横幅 300cm×奥行 100cm の長机 1 台
 - 横幅 200cm×奥行 100cm の長机 2 台

②PRブースの企画・運営

(i) 全般

- ・福岡県ブースにおいて、「福岡の食」「八女茶」「県産酒」「伝統工芸」の４つの項目をPRすること。
- ・長机周辺にモニターを２台設置し、県が用意するPR動画を流せるようにすること。
- ・福岡県ブースの運営に当たり、必要な人員や通訳の配置、販促ツールや装飾等を整備すること。なお、通訳は４名以上を配置すること。
- ・モニター設置や人員の配置、販促ツールや装飾等の制作等に要する経費等は委託料に含めること。

(ii) 福岡の食

- ・福岡県の認知度向上を目的に、福岡県にゆかりのあるシェフによる県産食材を使用したメニューや福岡県を想起させるメニューを、来場者 300 名程度に対し提供すること。
- ・提供するメニューは３品程度とする。

- ・なお、シェフの選定・手配、調理に必要な調理設備の準備、必要な食材の調達についてはラ・リスト日本代表事務局において行い、その費用はラ・リスト日本事務局への業務委託費用に含める。

(iii) 八女茶

- ・八女茶の販売促進を目的に、来場者 300 名程度に対し、八女茶の試供品を提供すること。なお、イベント出展条件により、八女茶の試飲は実施できない。
- ・八女茶の試供品提供に要する経費等について、委託料に含めること。

(iv) 県産酒

- ・県産酒の販売促進を目的に、来場者 300 名程度に対し、県産酒の試飲を提供すること。
- ・提供する県産酒は、フランス国内で入手可能なもの又は今後入手可能となるものを選定すること。
- ・県産酒の試飲提供に要する経費等は委託料に含めること。

(v) 伝統工芸

＜伝統工芸品の展示＞

- ・本県の伝統工芸品の認知度向上を目的に、「久留米絣」や「博多織」の着物の展示、「博多人形」の展示を行うこと。なお、展示する「久留米絣」「博多織」「博多人形」の作品は県において手配する。
- ・着物の展示や人形の展示に必要な備品（衣文掛け、台座、スポットライト等）を手配すること。
- ・展示に必要な備品の手配に要する経費は委託料に含めること。

＜伝統工芸品の受注販売＞

- ・本県の伝統工芸品の販売促進を目的に、県が別途実施するテストマーケティング事業（※）受託者による販売活動をサポートすること。
 - ・テストマーケティング事業受託者の店舗からイベント会場までの展示品の搬出・搬入に係る費用及び当日の対応スタッフ費用は委託料に含めること。
- ※本県の伝統工芸品の海外販路拡大を目的とした事業。令和 6 年度からパリの実店舗で陶器などの伝統工芸品を期間限定で試験販売している。

③実施体制の構築

- ・イベントへの出展手続き等が可能なラ・リスト日本代表事務局と連携し、実施体制を構築すること。
- ・ラ・リスト日本代表事務局に対して、以下の業務を業務委託することとし、1,100 万円（税込）を上限として支払うこと。

【ラ・リスト日本代表事務局の役割】

- （ア）パリでのラ・リスト主催イベントへの出展料（長机 4 つ分の基本装飾を含む）の支払い
- （イ）「福岡の食」を PR する、本県にゆかりのあるシェフの選定・手配
- （ウ）「福岡の食」メニューの提供に必要な食材の調達
- （エ）「福岡の食」を提供するために必要な厨房設備の手配（イベント当日及び仕込み期間の計 3 日間）

- (オ) イベント当日及び仕込み期間の計3日間における調理サポート等のスタッフの手配
- (カ) PRブースに設置するモニター2基の手配
- (キ) ラ・リスト本部との調整

企画提案内容（委託業務内容3（1）関連）

上記仕様を満たすとともに、事業目的の達成に向けて、効果的なブース企画を提案すること。なお、提案には以下の項目を必ず含めること。

- ・福岡の食、八女茶、県産酒、伝統工芸それぞれのブース企画案
- ・通訳（4名以上）及びスタッフの配置数

（2）福岡県観光セミナー・交流会の開催

①実施概要

- ・開催日：令和8年11月24日（火）18時以降
- ・開催地：フランス・パリ市内
- ・構成：セミナーと交流会の二部構成

②現地旅行会社、現地メディア等の募集

- ・訪日旅行を取り扱う現地旅行会社、現地メディア等50社80名程度を招待すること。なお、招待予定者については、予め県の下承を得ること。
- ・現地旅行会社、現地メディア等への参加案内、参加者の集約、連絡調整を行うこと。

③観光セミナー・交流会の企画

（i）進行等

- ・セミナー・交流会の進行台本を作成すること。
- ・セミナー・交流会を通じて、司会者を配置し、円滑な運営を行うこと。
- ・通訳を配置し、本県関係者と現地側参加者と円滑なコミュニケーションを図れるようにすること。なお、通訳は3名以上配置すること。

（ii）会場

- ・観光セミナー・交流会会場の手配、連絡調整、支払いを行うこと。

（iii）セミナー

- ・本業務の目的達成のため、プレゼンター2名以上による効果的なプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンターとの連絡調整、プレゼン資料の作成、プレゼンターへの謝金支払いを行うこと。なお、プレゼン資料については、セミナー当日までに県の下承を得ること。

（iv）交流会

- ・食事を提供しながら本県関係者と現地側参加者との意見交換の場を作ること。

企画提案内容（委託業務内容3（2）③関連）

事業目的の達成に向けて、効果的な企画を提案すること。なお、提案には以下の項目を必ず含めること。

- ・セミナー・交流会のタイムテーブル案

- ・ 配置する司会者の概要
- ・ 通訳（３名以上）及びスタッフの配置数
- ・ 手配する会場の概要
- ・ プレゼンター及びプレゼン内容の概要
- ・ 交流会での会場装飾案及び PR 企画案

④参加者アンケートの実施

- ・ 参加者アンケートを実施し、集計の上、県へ報告すること。なお、アンケートの報告は２週間以内に速報版を提出すること。

⑤本県が設置する観光誘客拠点（レップ）との連携

- ・ 本県への誘客につなげるため、本県に興味・関心を持った旅行会社に対して、観光誘客拠点（レップ）事業者※と連携し、継続的なプロモーションを実施すること。
- ※観光誘客拠点（レップ）：フランスにおいて、本県の代理として、現地旅行会社へのセールスや情報発信などを一括して実施する事業者

企画提案内容（委託業務内容３（２）⑤関連）

観光誘客拠点（レップ）との具体的な連携策について、提案すること。

（３）その他の提案事項

企画提案内容（委託業務内容３（３）関連）

- ・ ラ・リスト主催イベントでの PR ブースの出展と、観光セミナー・交流会の開催に当たり、両事業間で連携することで、事業目的の達成に効果的・効率的な企画があれば提案すること。
- ・ また、事業目的の達成に向けて、その他に効果的と思われる企画があれば提案すること。

（４）KPI

企画提案内容（委託業務内容３（４）関連）

本業務を実施するにあたり、必要な KPI を提案すること。なお、（１）ラ・リスト主催イベントへの PR ブース出展、（２）福岡県観光セミナー・交流会で各１つ以上の KPI を提案すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和９年３月２６日（金）まで

5 成果物

（１）事業報告書

事業実績報告書を作成の上、県の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

紙媒体：A4 判冊子 2 部

電子媒体：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方 1 部

(2) 制作物

本業務の遂行にあたり、制作物があれば提出すること。

6 業務実施にあたっての留意事項

- ・県や本事業の関係者と業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- ・制作物や議事録等、本業務において県へ提出する文書等が日本語以外の言語によって作成されている場合は、日本語訳を添付すること。
- ・本業務は他自治体と連携しながら取り組む可能性がある。他自治体との連携が決定した場合は、別途、県・受託事業者・関係自治体で協議の上、業務を遂行するものとする。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な方法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。